

一般乗合旅客自動車運送事業の運賃及び料金の協議方法について（案）

1 概要（別紙1参照）

令和5年10月1日付けの道路運送法の改正で、コミュニティバス等の一般乗合旅客自動車運送事業の協議運賃制度※に関する取扱いが変更されました。

本改正により、運賃等の協議を行う際は、独占禁止法上のカルテルにあたるとの疑義が生じないように、地域公共交通会議ではなく、道路運送法第9条第4項で規定する別の協議会にて、協議を行うことが定められました。

また、上記協議の前に、住民、利用者、その他利害関係者の意見を反映するため、公聴会や意見募集等の措置を講じることが規定されました。

※協議運賃制度とは、一般乗合旅客自動車運送事業者は、運賃及び料金の上限を定めて、国土交通大臣の認可を受けなければなりません。当該運賃等について地域公共交通会議で協議が調ったときは、上限運賃の認可を受けることなく、届出（30日前）で足りるとする制度

2 変更内容（別紙2・3参照）

港区地域公共交通会議設置要綱で定める協議事項から運賃・料金を削除し、新たに運賃等を協議するため、（仮称）港区旅客運賃等協議会（以下「協議会」という。）を設置します。

また、協議会で運賃等を協議しようとする一般乗合旅客自動車運送事業者は、協議会開催前に、区と調整の上、あらかじめ住民・利用者・利害関係者への意見聴取を行うものとし、協議会での協議結果は、港区地域公共交通会議で報告するものとします。

【現 行】

○港区地域公共交通会議

<主な協議事項>

- (1) 地域の実情に応じた適切な乗合旅客運送の態様、**運賃・料金**等に関すること。
- (2) バス等の旅客輸送を提供すべき地域、区間に関すること。
- (3) 交通会議に運営方法その他交通会議が必要と認める事項
- (4)～(6) 交通計画の策定及び変更の協議に関すること ほか

【変更(案)】

○港区地域公共交通会議

<主な協議事項>

- (1) 地域の実情に応じた適切な乗合旅客運送の態様等に関すること。（以下変更なし）

○（仮称）港区旅客運賃等協議会

<主な協議事項>

- (1) 運賃等の種類、額及び適用方法に関すること。
- (2) 運賃等を適用する路線又は営業区域に関すること。
- (3) 運賃等を適用する期間又は区間その他の条件

一般乗合旅客自動車運送事業の（運賃）協議会について

- 一般乗合旅客自動車運送事業の協議運賃制度について、協議を行う構成員が重要であることに鑑み、独占禁止法上のカルテルにあたるとの疑義が生じないよう、運賃等を定めようとする一般乗合旅客自動車運送事業者のみが協議に参加することとした
- また、上記協議の前に、住民、利用者その他利害関係者の意見を反映するための措置を講ずることを規定した

これまで

【地域公共交通会議又は活性化協議会において協議】

⇒協議が調えば運賃を届出

旧 道路運送法 9条4項概要

一般乗合旅客自動車運送事業者が、旅客の利便の増進を図るために乗合旅客の運送を行う場合において、運賃等について関係者間の協議が調ったときは、あらかじめ、その旨を国土交通大臣に届け出ることをもって足りる。

施行規則 9条の2 概要

法第9条第4項の協議が調ったときとは、地域公共交通会議又は（活性化）協議会において協議が調っているときとする。

令和5年10月1日以降

【公聴会の開催等※により、住民等の意見を聞く】

※パブリックコメント募集、市政広報紙、地域住民へのアンケート調査、事業者や事業者団体へのヒアリング実施 などを想定

新 道路運送法 9条5項概要

市町村又は都道府県は、前項の協議をするときは、あらかじめ、公聴会の開催その他の住民、利用者その他利害関係者の意見を反映させるために必要な措置を講じなければならない。

【協議会において協議】

⇒協議が調えば運賃を届出

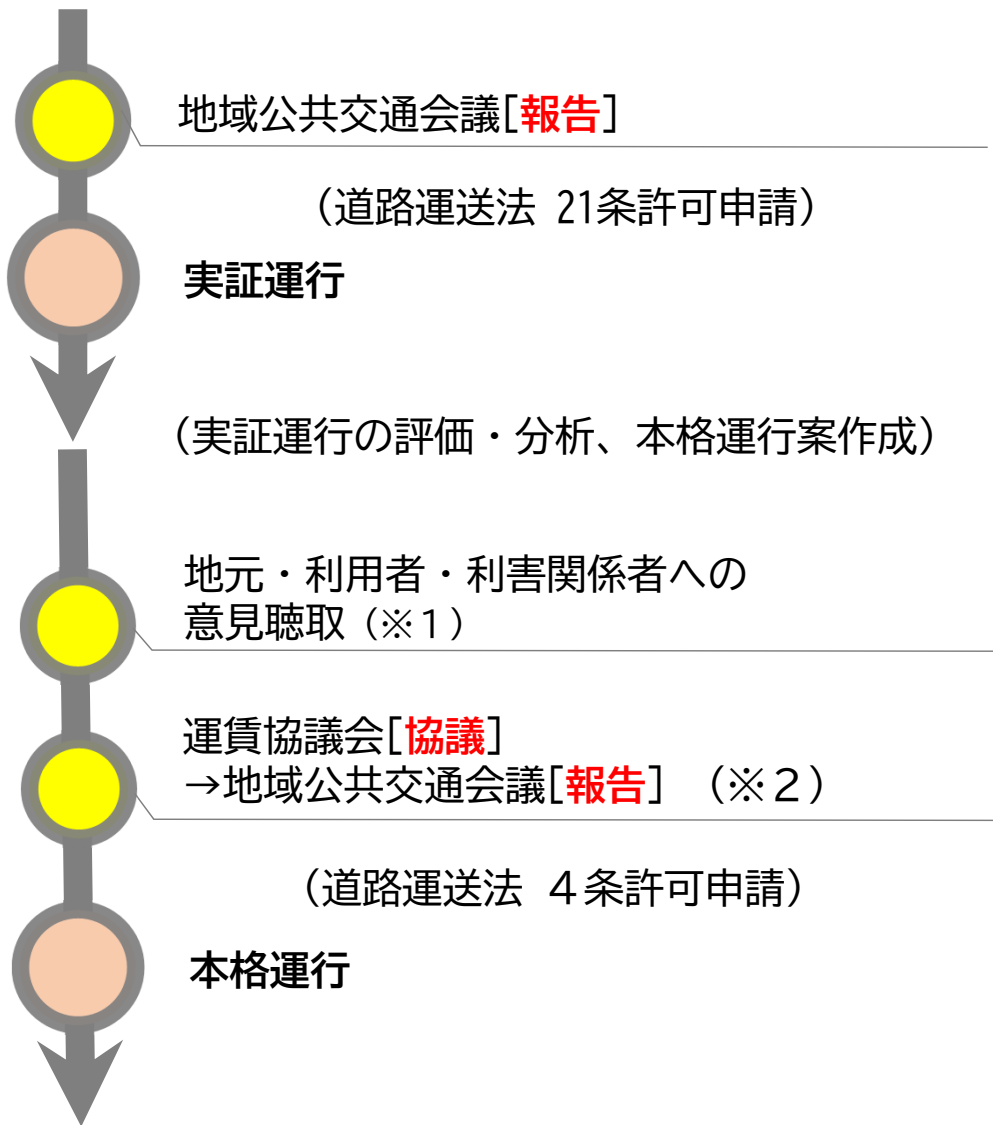
新 道路運送法 9条4項概要

一般乗合旅客自動車運送事業者は、次に掲げる者を構成員とする協議会において、路線等に係る運賃等について協議が調ったときは、協議が調った事項を国土交通大臣に届け出ることにより、当該運賃等を定めることができる。

- 一 市町村又は都道府県
- 二 当該一般乗合旅客自動車運送事業者
- 三 地方運輸局長
- 四 市町村の長（又は知事）が住民の意見を代表する者として指名する者

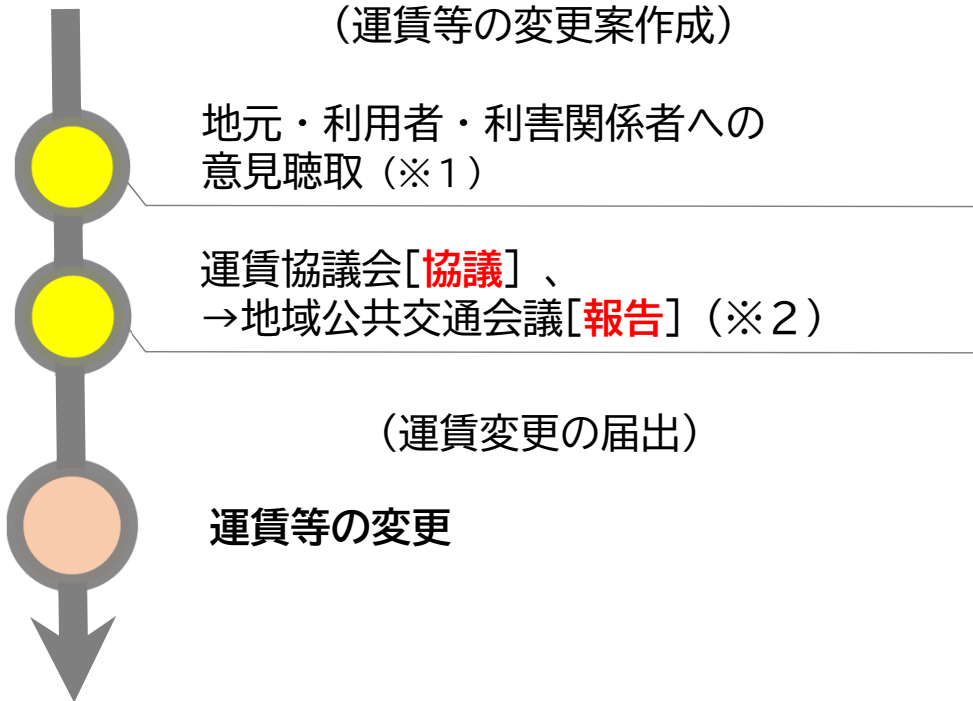
港区における一般乗合旅客自動車運送事業の協議運賃の手続きの流れ【イメージ】

**新規事業（実証運行～本格運行）
の運賃等を定める場合**



**既存事業
の運賃等を変更する場合**

(運賃等の変更案作成)



※1 運賃協議会開催までに、以下の①又は②の手法により自治体が住民、利用者や利害関係者の意見を聴取

- ① パブリックコメント、区広報誌等での意見募集
- ② 町会への説明会+業界団体を通じた事業者への説明

※2 運賃について、運賃協議会での「協議」結果を
地域公共交通会議に「報告」事項として付議

(案)

港区旅客運賃等協議会設置要綱

令和6年 月 日

6港街地第 号

(設置)

第1条 道路運送法（昭和26年法律第183号）第9条第4項の規定に基づき、一般乗合旅客自動車運送事業に係る旅客の運賃及び料金（以下「運賃等」という。）の協議を行うため、港区旅客運賃等協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 協議会の所掌事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 運賃等の種類、額及び適用方法に関すること。
- (2) 運賃等を適用する路線又は営業区域（次条において「路線等」という。）に関すること。
- (3) 運賃等を適用する期間又は区間その他の条件を付す場合における条件に関すること。

(構成)

第3条 協議会は、次に掲げる委員をもって構成する。

- (1) 運賃等を定めようとする一般乗合旅客自動車運送事業者の代表者又はその指名する者
- (2) 路線等を管轄する地方運輸局長又はその指名する者
- (3) 区長が関係住民の意見を代表する者として指名する者
- (4) 街づくり事業担当部長
- (5) 街づくり支援部地域交通課長

2 会長は、前項各号に定める委員のほか、必要と認めるときは臨時に委員を指名することができる。

3 第1項第1号及び第2号に掲げる委員については、同一の団体又は機関に所属する代理人を協議会に出席させることができる。

(会長)

第4条 協議会に会長を置く。

2 会長は、街づくり事業担当部長をもって充て、会務を総括する。

3 会長に事故があるときは、あらかじめ会長が指名する者がその職務を代理する。

(会議)

第5条 会長は、第3条第1号に掲げる代表者から協議会を開催する要求があった場合で、必要があると認めるときは、協議会を招集する。

(案)

2 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、意見を聴き、又は説明を求めることができる。

(会議の公開)

第6条 協議会は、公開とする。ただし、協議会の決定により、非公開とすることができる。

(守秘義務)

第7条 委員は、会議において知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また、同様とする。

(庶務)

第8条 協議会の庶務は、街づくり支援部地域交通課において処理する。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

付 則

この要綱は、令和6年8月1日から施行する。

令和6年7月29日
東日本旅客鉄道株式会社
KDDI株式会社
国際ハイヤー株式会社

高輪地区におけるオンデマンドモビリティの実証運行について

港区内における交通課題の一つである交通不便地域の解消及び令和7年3月にまちびらきを迎える「TAKANAWA GATEWAY CITY」を見据えた移動需要の創出を目的として、オンデマンドモビリティの実証運行を実施します。

1 実施概要

(1) 実施主体

東日本旅客鉄道株式会社
KDDI株式会社

(2) 運行事業者

国際ハイヤー株式会社

(3) 連携・協力

港区街づくり支援部地域交通課

(4) 実証目的

港区内の地域特性や交通課題に対し、東日本旅客鉄道株式会社等が行う高輪地区の開発を契機として、地域や既存交通とも連携したよりよい交通環境に寄与すべく、以下目的により実証運行を実施し、その効果を検証します。

① 都心区における交通不便地域の解消と域内移動サービスの拡充

既存交通網では網羅しきれていない地域の補完及び既存交通網との結節による移動困難者等へ新たな交通手段の提供とその効果検証

② TAKANAWA GATEWAY CITYの開業を見据えた移動需要の創出

TAKANAWA GATEWAY CITYとエリア内の商店や施設等との回遊性向上や相互送客等に関する効果検証

(5) 実証エリアにおける状況（国土交通省 令和3年度グリーンスローモビリティ実証実験報告書より一部抜粋し引用）

① 地域の現状

- ・実証エリアである高輪、白金、白金台地区は広範囲にわたって起伏が激しい地形である一方で、港区内でも居住世帯数の多い住宅地を抱えている。
- ・第一京浜、桜田通り、明治通り等の幹線道路に挟まれたエリアの中で、幅員の狭い路地も多く、坂道も急勾配であることが多いエリアである。

② 交通課題

- ・白金・白金台地域のように狭あい道路が多く、港区コミュニティバス（ちいばす）等の地域公共交通の導入が困難であり、高齢者や障害者等の移動に配慮が必要な地域がある。（令和5年3月港区総合交通計画より引用）
- ・南北方向に延びる鉄道路線と、幹線道路を通行するバス路線により、地域内外への移動が可能となっている一方で、高輪、白金、白金台を結ぶ東西方向の交通手段は少ない。

2 運行概要

(1) 使用車両・台数

ハイエース（9人乗り）・2台

(2) 運行事業者

国際ハイヤー株式会社

(3) 運行区分

道路運送法第21条

（一般乗用旅客自動車運送事業による乗合旅客運送許可による）

(4) 実証運行期間

令和6年10月（認可以降）～令和7年9月30日（予定）

(5) 運行経路

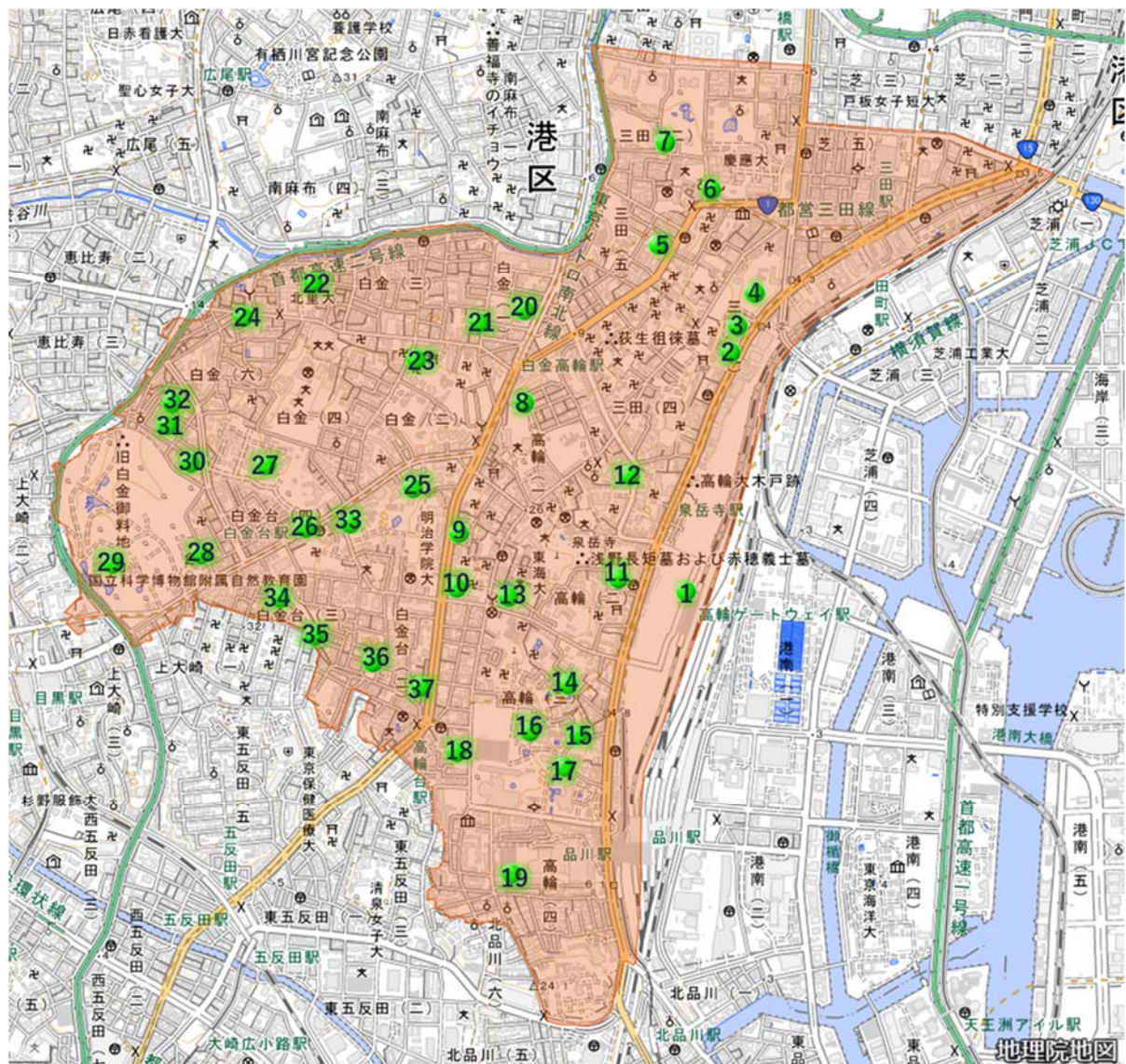
予約に基づきシステムが自動生成した経路を運行（オンデマンド型交通）

(6) 運行エリア及び乗降箇所

東京都港区内一部地域（主に高輪・白金・白金台地域）内に40箇所程度の乗降箇所を設定予定

① 運行エリア

- ・港区役所高輪地区総合支所を中心に約2km圏内に乗降スポットを設定
- ・既存のバス停留所は使用しない。



② 乗降スポット候補箇所（一部調整中）

位置 番号	名称	位置	
1	高輪ゲートウェイ駅前（公道上）	東京都港区高輪2-21先	
2	ラ・トゥール三田	東京都港区三田3-5-27	調整中
3	住友不動産三田ツインビル西館	東京都港区三田3-5-27	調整中
4	住友不動産東京三田ガーデンタワー	東京都港区三田3-5-19	調整中
5	豊岡いきいきプラザ前（公道上）	東京都港区三田5-7-7先	
6	慶應義塾大学三田キャンパス南別館入口	東京都港区三田3-2-5	
7	三田綱町パークマンション	東京都港区三田2-3-34	調整中
8	港区役所高輪地区総合支所	東京都港区高輪1-16-25	調整中
9	シティタワー高輪	東京都港区高輪1-23-23	調整中
10	高輪ザ・レジデンス	東京都港区高輪1-27-37	調整中
11	高輪グランドパームス	東京都港区高輪2-15-31	調整中
12	秀和高輪レジデンス	東京都港区高輪2-11-1	調整中
13	清林寺前	東京都港区高輪2-7-1	
14	高輪いきいきプラザ（公道上）	東京都港区高輪3-18-15先	
15	トヨタレンタカー品川高輪口店	東京都港区高輪3-23-1	調整中
16	グランドプリンスホテル高輪	東京都港区高輪3-13-1	調整中
17	ザ・プリンスさくらタワー東京	東京都港区高輪3-13-1	調整中
18	東京高輪病院	東京都港区高輪3-10-11	
19	鹿島建設(株)JR品川駅北棟ビル新設工事事務所	東京都港区高輪4-10-56	調整中
20	NBFプラチナタワー	東京都港区白金1-17-3	調整中
21	プレイス白金ブライトレジデンス	東京都港区白金1-25-11	調整中
22	北里大学北里研究所病院	東京都港区白金5-9-1	
23	専心寺	東京都港区白金2-1-43	調整中
24	マーヴェラスガーデンコート白金	東京都港区白金6-4-3	
25	シェラトン都ホテル東京	東京都港区白金台1-1-50	
26	ゆかしの杜	東京都港区白金台4-6-2	調整中
27	東京大学医科学研究所附属病院	東京都港区白金台4-6-1	
28	港区立特別養護老人ホーム 白金の森	東京都港区白金台5-20-5	調整中
29	東京都庭園美術館	東京都港区白金台5-21-9	調整中
30	松岡美術館	東京都港区白金台5-12-6	
31	泉華荘	東京都港区白金台5-7-16	調整中
32	白金ハイツ	東京都港区白金5-4-16	調整中
33	八芳園	東京都港区白金台1-1-1	
34	芝白金団地	東京都港区白金台3-12-38	調整中
35	ハイクレスト白金台	東京都港区白金台3-12-30	調整中
36	グランハイツ白金	東京都港区白金台2-14-10	調整中
37	西町自治会西町会館	東京都港区白金台2-12-15	

3 実証運行サービス内容

(1) 予約方法

- ① 手段 スマートフォンアプリ及び電話
- ② 受付時間 スマートフォンアプリ 24 時間、電話 9 時～19 時
- ③ 予約形式 即時予約、事前予約

(2) 運行時間

8 時～20 時

(3) 利用料金（協議対象外）

種類	運賃		割引運賃		
種別	おとな	小学生	家族会員	港区コミュニティバス乗車券所持者	
				おとな	小学生
1 回毎	500	250	—	300	150
月額定額	9,000	—	4,500	—	—
回数券(5 回)	2,300	1,150	—	—	—

※未就学児は 2 人目まで無料、3 人目以降は小学生料金適用

※上記家族会員の料金は1人分の料金で、人数が増えるごとに同額を加算

※家族会員の追加は、月額定額本会員 1 人につき、6 人まで登録可能

※港区コミュニティバス乗車券は港区が高齢者、障害者、妊産婦等の区民に発行する乗車券をさします。

(4) 支払方法

	1 回毎	月額定額	回数券(5 回)
支払方法	・クレジットカード ・*交通系 IC カード	クレジットカード	クレジットカード
支払場所	アプリで事前決済 *交通系 IC カード は、降車時決済のみ	アプリで事前決済	アプリで事前決済

※本実証では現金の取扱いはいたしません

※港区コミュニティバス乗車券所持者は交通系 IC カードによる降車時決済のみ

4 その他

- (1) 本実証運行期間中、利用者等へのアンケートを計画しており、ご利用データ等を基に、既存交通との相互補完性の検証や、新規需要の創出効果などを検証します。
- (2) 上記実証期間中のご利用実績や効果等を検証した上で、改めて本格運行を視野に協議等を行う予定です。

5 今後のスケジュール

令和 6 年 7 月29日	地域公共交通会議(本会議)にて協議の上、同意を得る
令和 6 年 7 月29日以降	国土交通省関東運輸局へ申請等手続
令和 6 年10月以降	運行認可、周知期間等経て実証運行開始予定
令和 7 年 9 月	実証運行終了(実証運行期間中または期間後において、実証運行結果等とりまとめ)

○港区地域公共交通会議設置要綱

平成20年9月1日

20港環計第945号

(設置)

第1条 道路運送法（昭和26年法律第183号）の規定に基づき、地域における交通需要に応じた区民生活に必要なバス等の旅客輸送の確保、その他旅客の利便の増進を図り、地域の实情に即した輸送サービスの実現に必要な事項を協議するとともに、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号）第6条第1項の規定に基づき、地域公共交通計画（以下「交通計画」という。）の作成に関する協議及び交通計画の実施に係る連絡調整を行うため、港区地域公共交通会議（以下「交通会議」という。）を設置する。

(協議事項)

第2条 交通会議は、次に掲げる事項について協議し、その結果を区長に報告する。

- (1) 地域の实情に応じた適切な乗合旅客運送の態様、運賃・料金等に関すること。
- (2) バス等の旅客輸送を提供すべき地域、区間に関すること。
- (3) 交通会議に運営方法その他交通会議が必要と認める事項
- (4) 交通計画の策定及び変更の協議に関すること。
- (5) 交通計画の実施に係る連絡調整に関すること。
- (6) 交通計画に位置付けられた事業の実施に関すること。

(構成)

第3条 交通会議は、次に掲げる者で区長が委嘱し、又は任命する委員35人以内をもって構成する。

- (1) 街づくり支援部に関することを担任する副区長
- (2) 一般乗合旅客自動車運送事業者の代表者又はその指名する者
- (3) 一般旅客自動車運送事業者が組織する団体の代表者又はその指名する者
- (4) 区民又は利用者の代表
- (5) 国土交通省関東運輸局東京運輸支局長又はその指名する者
- (6) 一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者が組織する団体の代表者又はその指名する者
- (7) 道路管理者
- (8) 交通管理者

(9) 学識経験者

2 会長は、前項各号に定める委員のほか、必要と認めるときは臨時に委員を指名することができる。

3 第1項第2号、第3号及び第5号から第8号までに掲げる委員については、同一の団体又は機関に所属する代理人を交通会議に出席させることができる。

(委員の任期)

第4条 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。

2 補欠による委員の任期は前任者の残任期間とする。

(会長)

第5条 交通会議に会長を置く。

2 会長は、街づくり支援部に関することを担任する副区長とし、交通会議を代表し、会務を総括する。

3 会長に事故があるときは、あらかじめ会長が指名する者がその職務を代理する。

(運営)

第6条 交通会議は、会長が招集する。

2 交通会議の議事は、出席委員の過半数以上で決し、可否同数のときは会長が決するところによる。

3 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対して交通会議への出席を求め、その意見を聴くことができる。

4 交通会議は、原則として公開とする。

(作業部会)

第7条 交通会議は、協議事項の検討について必要があると認めるときは、作業部会を置くことができる。

(協議結果の取扱い)

第8条 交通会議において協議が調った事項について、関係者は、その結果を尊重し、当該事項の誠実な実施に努めるものとする。

(守秘義務)

第9条 委員は、員会の審議において知り得た秘密を漏らしてはならない。

その職を退いた後も、また、同様とする。

(連絡・通報窓口)

第10条 地域公共交通に関する相談、苦情等に対応するため、以下のとおり連絡・通報

窓口を定める。

港区地域公共交通に係る相談又は通報窓口

港区街づくり支援部地域交通課地域交通係

連絡先：TEL 03—3578—2111（内線2212）

FAX 03—3578—2369

（庶務）

第11条 交通会議の庶務は、街づくり支援部地域交通課地域交通係において処理する。

（委任）

第12条 この要綱に定めるもののほか、交通会議の運営に関し必要な事項は、会長が交通会議に諮り、定める。

付 則

この要綱は、平成20年9月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

港区地域公共交通会議委員名簿

※下線：新たな委員

参考資料 2

	要綱第3条の交通会議の構成員	役職	部署		委員氏名
1	(1) 街づくり支援部に関することを担任する副区長	会長	港区	副区長	野澤 靖弘
2	(2) 一般乗合旅客自動車運送事業者の代表者又はその指名する者	委員	東京都交通局 自動車部	計画課長	若田 瑞穂
3	〃	委員	株式会社フジエクスプレス	取締役社長	茂木 一郎
4	〃	委員	株式会社k mモビリティサービス大森営業所	所長	田口 嘉彦
5	(3) 一般旅客自動車運送事業者が組織する団体の代表者又はその指名する者	委員	一般社団法人東京ハイヤー・タクシー協会	業務部長	小池 毅
6	〃	委員	一般社団法人東京バス協会	乗合業務部長	富樫 秀樹
7	(4) 区民又は利用者の代表	委員	港区議会	議長	鈴木 たかや
8	〃	委員	港区議会 交通等対策特別委員会	委員長	福島 宏子
9	〃	委員	港区老人クラブ連合会	会長	杉山 厚子
10	〃	委員	港区心身障害児・者団体連合会	会長	堀 信子
11	〃	委員	港区商店街連合会	会長	白井 浩之
12	〃	委員	港区観光協会	会長	渡邊 仁久
13	(5) 国土交通省関東運輸局東京運輸支局長又はその指名する者	委員	国土交通省関東運輸局 東京運輸支局	首席運輸企画専門官（輸送担当）	佐藤 義尚
14	(6) 一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者が組織する団体の代表者又はその指名する者	委員	東京都交通運輸産業労働組合協議会バス部会	事務長	志村 雅貴
15	(7) 道路管理者	委員	港区街づくり事業担当	部長	岩崎 雄一
16	〃	委員	国土交通省 関東地方整備局 東京国道事務所 交通対策課	建設専門官	菊池 信久
17	〃	委員	東京都第一建設事務所	管理課長	清水 直樹
18	〃	委員	港区街づくり支援部土木課	課長	中村 美生
19	(8) 交通管理者	委員	警視庁 交通部 交通規制課	管理官（調査担当）	西東 俊郎
20	〃	委員	警視庁 愛宕警察署	交通課長	小崎 和人
21	〃	委員	警視庁 三田警察署	交通課長	平 修一
22	〃	委員	警視庁 高輪警察署	交通課長	青木 政博
23	〃	委員	警視庁 麻布警察署	交通課長	佐藤 英樹
24	〃	委員	警視庁 赤坂警察署	交通課長	羽畑 大介
25	〃	委員	警視庁 東京湾岸警察署	交通課長	渡辺 和宏
26	(9) 学識経験者	委員	東京海洋大学	名誉教授	高橋 洋二
27	〃	委員	国土館大学 理工学部	教授	寺内 義典
28	事務局		港区街づくり支援部地域交通課	課長	鈴木 康司